

自主点検表【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】
(令和8年6月版)

●チェックポイントに対する「評価」欄の記入要領(例)

- 〔 ・満たしている … ○
・一部満たしていない … △
・満たしていない … ×
・該当なし … — 〕

※満たしていないものがあった場合、「備考」欄にその内容を記載すること。

事業所名	
点検年月日	令和 年 月 日
記入者	職名 氏名

●凡例

- 条例第15号 … 「宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年1月30日 宇治市条例第15号)
- 規則第18号 … 「宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(平成25年4月1日 宇治市規則第18号)
- 平18老計発0331004他… 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)
- 平18厚告126 … 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成18年3月14日 厚生労働省告示第126号)
- 平18老計発0331005他… 「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項」
(平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)

- 法 …介護保険法
施行法 …介護保険法施行法
政令 …介護保険法施行令
施行規則…介護保険法施行規則
厚令 …厚生省令又は厚生労働省令
厚告 …厚生省告示又は厚生労働省告示

- 老発…厚生省老人保健福祉局長通知
老企…厚生省老人保健福祉局企画課長通知
老計…厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知
老振…厚生省老人保健福祉局振興課長通知
老健…厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知
老老…厚生労働省老健局老人保健課長通知

0 総則

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 地域密着型サービスの事業の一般原則	① 地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	条例第15号第3条	▲サービス提供について、左記の取扱いとしているか。		
	② 地域密着型サービス事業者は、地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、当該事業所が所在する地域との結び付きを重視し、本市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。		▲地域密着型サービスの事業の運営について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。		▲利用者の人権の擁護、虐待の防止等について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 地域密着型サービス事業者は、地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。		▲サービスの提供に当たり、左記の情報を活用しているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		※ 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(1))				
2 暴力団員等の排除	①	地域密着型サービスの事業を行う事業所の従業者は、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。	条例第15号第3条の2	▲従業者について、左記の取扱いとしているか。		
	②	地域密着型サービスの事業を行う事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。		▲事業所の運営について、左記の取扱いとしているか。		

1 基本方針

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 基本方針	①	地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。	条例第15号第146条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	②	施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するように努めなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	③	施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		

2 人員に関する基準

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 従業者の員数	①	事業者は、施設に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。	条例第15号第147条	▲従業者を左記により配置しているか。		
		一 管理者 1 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 三 生活相談員 1以上 四 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。) 次に掲げる基準を満たすこと。	規則第18号第51条	●常勤の勤務時間数 時間/週 ●夜間及び深夜の時間帯 ： ～翌 ：		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 ロ 看護職員の数は、1以上とすること。 五 栄養士又は管理栄養士 1以上 六 機能訓練指導員 1以上 七 介護支援専門員 1以上				
	※ 常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が小規模多機能型居宅介護従業者と認知症対応型共同生活介護従業者を兼務する場合、小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 ※ ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 (平18老計発0331004他 第2の2(1))				
②	①の二の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人福祉施設(法第48条第1項第1号に規定する介護老人福祉施設をいう。)、地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である地域密着型介護老人福祉施設を除く。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型介護老人福祉施設をいう。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。				
③	①三及び五～七の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 一 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 三 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。） 四 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員				
④	①五の規定にかかわらず、栄養士又は管理栄養士については、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。 ※「他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法（平成14年法律第103号）第19条に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。 （平18老計発0331004他 第3の七の2(4)）				
⑤	①七の規定にかかわらず、施設に小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該施設の介護支援専門員については、当該併設される小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。				
⑥	医師及び介護支援専門員の員数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である地域密着型介護老人福祉施設を除く。）であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあって、介護支援専門員の員数は、①七の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。				
⑦	①一の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、施設の管理上支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて、別の場所で運営される地域密着型介護老人福祉施設に対する支援機能を有するものをいう。）の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 ※ 地域密着型介護老人福祉施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該施設の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であつて、当該施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。	規則第18号第52条	▲管理者について、左記の要件を満たしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	① 当該施設の従業者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該施設の入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該施設に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。） ③ 当該施設がサテライト型居住施設である場合であって、当該サテライト型居住施設の本体施設の管理者又は従業者としての職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事する場合 (平18老計発0331004他 第3の七の4(16))				
⑧	①三の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。 ※ 生活相談員については、原則として常勤の者であること。ただし、1人を超えて配置されている生活相談員が、時間帯を明確に区分したうえで当該施設を運営する法人内の他の職務に従事する場合にあっては、この限りでない。 ※ 生活相談員の資格については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項によること。 ※ サテライト型居住施設（本体施設が指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の場合に限る。）の生活相談員については、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えないものとする。また、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に限る。）の生活相談員又は支援相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員を置かないことができる。 (平18老計発0331004他 第3の七の2(2))	規則第18号第53条	▲生活相談員について、左記の要件を満たしているか。		
⑨	①四の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	規則第18号第54条	▲①の入所者の数について、左記の取扱いとしているか。		
⑩	①四の介護職員のうち1以上の者は、常勤でなければならない。		▲介護職員について、左記の要件を満たして		
⑪	看護職員のうち1以上の者は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。		▲看護職員について、左記の要件を満たしているか。		
⑫	①六の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。 ※ 「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないこと。 (平18老計発0331004他 第3の七の2(5))	規則第18号第55条	▲機能訓練指導員は左記の要件を満たしているか。		
⑬	機能訓練指導員は、当該施設の他の職務に従事することができる。		▲機能訓練指導員について左記の要件を満たしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	⑭ ①七の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。 ※ この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として参入することができるものとする。 ※ なお、居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員についてはこの限りでない。 ※ また、サテライト型居住施設の介護支援専門員については、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に限る。）の介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (平18老計発0331004他 第3の七の2(6))	規則第18号第56条	▲介護支援専門員について、左記の要件を満たしているか。		
	⑮ 施設に併設型認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は併設型介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	規則第18号第57条			
	⑯ 施設の従業者は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	規則第18号第58条	▲従業者は左記の要件を満たしているか。		
	⑰ 施設に小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該地域密着型介護老人福祉施設が①～⑯に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該小規模多機能型居宅介護事業所等に規則第18号第23条第2号及び第3号、第25条、第26条並びに第29条第1項若しくは第68条第2号及び第3号、第70条並びに第71条又は地域密着型介護予防サービス基準条例施行規則第13条第2号及び第3号、第15条、第16条並びに第19条第1項に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。				

3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 設備	① 施設は、居室、静養室、浴室、洗面設備、便所、医務室、食堂及び機能訓練室、廊下並びに消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えなければならない。 一 居室 イ 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。	条例第15号第148条 規則第18号第59条	▲居室は左記の要件を満たしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		ロ 入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。 ハ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 二 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 四 洗面設備 居室のある階ごとに設け、要介護者が使用するのに適したものとすること。 五 便所 イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 六 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 七 食堂及び機能訓練室 イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ロ 必要な備品を備えること。 八 廊下幅 1.5m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8m以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。		▲ 静養室は左記の要件を満たしているか。 ▲ 浴室は左記の要件を満たしているか。 ▲ 洗面設備は左記の要件を満たしているか。 ▲ 便所は左記の要件を満たしているか。 ▲ 医務室は左記の要件を満たしているか。 ▲ 食堂及び機能訓練室は左記の要件を満たしているか。 ▲ 廊下幅は左記の要件を満たしているか。		
	②	①の各号に掲げる設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		▲ ①の設備は左記の要件を満たしているか。		

4 運営に関する基準

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 内容及び手続の説明及び同意	①	事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、条例第15号第165条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	条例第15号第8条準用 規則第18号第7条準用	▲ 内容、手続の説明及び同意について、左記の取扱いとしている		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該事業所の重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが適当である。 （平18老計発0331004他 第3の一の4(2) 準用）				
②	事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、①の規定による文書の交付に代えて、⑤で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された①に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに①に規定する重要事項を記録したものを交付する方法		▲電磁的方法による文書の交付について、左記の取扱いとしているか。		
③	②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。		▲電磁的方法について、左記の取扱いとしているか。		
④	②の一の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。		▲電磁的方法について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	⑤ 事業者は、②の規定により①に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 ②の各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式		▲電磁的方法について、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ ⑤の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、①に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び⑤の規定による承諾をした場合は、この限りでない。		▲電磁的方法による文書の交付について、左記の取扱いとしているか。		
2 提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。 ※ サービス提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合である。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(3)準用)	条例第15号第9条準用	▲サービス提供拒否について、左記の取扱いとしているか。		
3 サービス提供困難時の対応	施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	条例第15号第149条	▲サービス提供困難時の場合、左記の取扱いとしているか。		
4 受給資格等の確認	事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。	条例第15号第11条準用	▲被保険者証での確認について、左記の取扱いとしているか。		
5 要介護認定の申請に係る援助	① 事業者は、入所の際に要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	条例第15号第12条準用	▲左記の場合、必要な援助を行っているか。		
	② 事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。		▲要介護認定の更新申請について、必要な援助		
6 入退所	① 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供するものとする。 ※ 施設は、身体上、精神上の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(1))	条例第15号第150条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
②	施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 ※ 入所を待っている申込者がいる場合には、入所してサービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることにかんがみ、介護の必要の程度及び家族の状況等を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。（指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成26年12月12日老高発1212第1号）） （平18老計発0331004他 第3の七の4(1)）		▲入所申込者の優先順位について、左記の取扱いとしているか。		
③	施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。 ※ 「1-1 基本方針」を踏まえ、入所者の家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での生活へ移行する必要があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行うとともに、入所者に対して適切なサービスが提供されるようにするため、入所者の心身の状況、生活歴、病歴、家族の状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。また、質の高いサービスの提供に資することや入所者の生活の継続性を重視するという観点から、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないとしたものである。 （平18老計発0331004他 第3の七の4(1)）		▲入所に際し、左記の取扱いとしているか。		
④	施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。		▲入所者の入所継続の是非について、左記の取扱いとしているか。		
⑤	④の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。 ※ 施設が要介護者のうち、入所して介護を受けることが必要な者を対象としていることにかんがみ、退所して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならないこととしたものである。なお、前記の検討は、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により行うこと。 （平18老計発0331004他 第3の七の4(1)）		▲④の検討について、左記の取扱いとしているか。		
⑥	施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。 ※ ④の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助をすることを規定したものである。なお、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意するものとする。また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ること。 （平18老計発0331004他 第3の七の4(1)）		▲退所が可能な入所者について、左記の取扱いとしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	⑦	施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		▲退所に際し、左記の取扱いとしているか。		
7 サービスの提供の記録	①	施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。	条例第15号 第151条	▲被保険者証への記載について、左記の取扱いとしているか。		
	②	施設は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。		▲サービス提供の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	※ サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。なお、「4-44記録の整備②」に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(2))					
8 利用料等の受領	①	施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額（要介護旧措置入所者にあつては、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。）から当該施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	条例第15号 第152条 規則第18号 第60条	▲介護サービス利用料等の受領について、左記の取扱いとしているか。		
	②	施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。		▲利用料の公平性について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスであるサービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 イ 利用者に、当該事業が地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ハ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計と区分していること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(13))					
	③	施設は、①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用（特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該施設に支払われた場合は、食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、食費の特定負担限度額。）を限度とする。）		▲介護サービス以外の利用料の受領について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	二 居住に要する費用（特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、居住費の特定負担限度額。）を限度とする。） 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 六 一～五に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの				
	※ 一～六については、①②の利用料のほかに入所者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、一～四の費用については、指針及び厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）の定めるところによるものとし、六の費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。（通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）） （平18老計発0331004他 第3の七の4(3)）				
	④ ③の一～四に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。		▲食費・居住費等について、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ 施設は、③の一～六に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、③の一～四に掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。		▲③のサービス提供に当たり、左記の取扱いとしているか。		
	※ 同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 ※ この同意書による確認は、日常生活費等の実費受領の必要が生じるとともに、その受領のたびに逐次行う必要はなく、利用又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認する方法が基本となるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとする。 ※ 便宜の提供に当たっては、利用者等及び介護保険施設等双方の保護の立場から、その内容及び費用の額については、事業所又は施設の見やすい場所への掲示、利用者等への懇切丁寧な説明、同意書による確認等、日常生活費等と同様の取扱いが適当である。 （平12老振75他）				
9 保険給付の請求のための証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	条例第15号第21条準用	▲サービス提供証明書の交付について、左記の取扱いとしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
10 サービスの取扱方針	①	施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。	条例第15号 第153条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	②	サービスは、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	③	施設の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
		※ 処遇上必要な事項とは、地域密着型施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含むものである。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(4))				
	④	施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
11 身体的拘束等の禁止等	①	施設は、サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	条例第15号 第154条	▲身体的拘束等について、左記の取扱いとしているか。		
	②	施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。		▲身体的拘束等の記録について、左記の取扱いとしているか。		
		※ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 ※ また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3つの要件を満たすことについて、組織 等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 ※ なお、「4-44記録の整備②」に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(4))				
	③	施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。		▲身体的拘束等の適正化を図るため、左記の取扱いとしているか。		
		※ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 ※ なお、身体的拘束等適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 ※ また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のようなことを想定している。 イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。□ ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。 ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 （平18老計発0331004他 第3の七の4(4)）				
二	身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ※ 施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 （平18老計発0331004他 第3の七の4(4)）				
三	従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ※ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の （平18老計発0331004他 第3の七の4(4)）				

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
12 地域密着型施設サービス計画の作成	①	施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	条例第15号 第155条	▲地域密着型施設サービス計画について、左記の取扱いとしているか。		
		※ 入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、地域密着型施設サービス計画の作成、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握など、サービスが地域密着型施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、地域密着型施設サービス計画に係る一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）の責務を明らかにしたものである。なお、地域密着型施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。 ※ 計画担当介護支援専門員による地域密着型施設サービス計画の作成 施設の管理者は、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を計画担当介護支援専門員に担当させることとしたものである。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(5))				
	②	地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置付けるよう努めなければならない。		▲地域密着型施設サービス計画について、左記の取扱いとしているか。		
		※ 総合的な地域密着型施設サービス計画の作成 地域密着型施設サービス計画は、入所者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、地域密着型施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入所者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域の住民による入所者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて地域密着型施設サービス計画に位置づけることにより、総合的な計画となるよう努めなければならない。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(5))				
	③	計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。		▲アセスメントについて、左記の取扱いとしているか。		
		※ 課題分析の実施 地域密着型施設サービス計画は、個々の入所者の特性に応じて作成されることが重要である。このため計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に先立ち入所者の課題分析を行わなければならない。 課題分析とは、入所者の有する日常生活上の能力や入所者を取り巻く環境等の評価を通じて入所者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入所者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(5))				
	④	計画担当介護支援専門員は、③に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。		▲アセスメントについて、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 課題分析における留意点 計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、必ず入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、入所者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。なお、このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(5))				
⑤	計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。		▲アセスメントの結果を踏まえ、左記の取扱いとしているか。		
	※ 地域密着型施設サービス計画原案の作成 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画が入所者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、地域密着型施設サービス計画原案を作成しなければならない。したがって、地域密着型施設サービス計画原案は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要がある。 また、当該地域密着型施設サービス計画原案には、入所者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定し記載する必要がある。さらに提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には地域密着型施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要である。 なお、ここでいうサービスの内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものである。 地域密着型施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(5))				
⑥	計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対するサービスの提供に当たる他の担当者（以下この項目において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この項目において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。		▲地域密着型施設サービス計画の原案について、左記の取扱いとしているか。		
	※ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い地域密着型施設サービス計画とするため、サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、地域密着型施設計画サービス原案に位置付けたサービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。なお、計画担当介護支援専門員は、入所者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(5))				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
⑦	計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 ※ 地域密着型施設サービス計画原案の説明及び同意 地域密着型施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、計画担当介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、これに位置付けるサービスの内容を説明した上で文書によって入所者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入所者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。 なお、当該説明及び同意を要する地域密着型施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第一表及び第二表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に示す標準様式を指す。）に相当するものを指すものである。 また、地域密着型施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましいことに留意されたい。 （平18老計発0331004他 第3の七の4(5)）		▲地域密着型施設サービス計画の原案について、左記の取扱いとしているか。		
⑧	計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該計画を入所者に交付しなければならない。 ※ 地域密着型施設サービス計画の交付 地域密着型施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく入所者に交付しなければならない。 なお、交付した地域密着型施設サービス計画は、「4-44記録の整備②」の規定に基づき、2年間保存しなければならない。 （平18老計発0331004他 第3の七の4(5)）		▲地域密着型施設サービス計画を作成した際、左記の取扱いとしているか。		
⑨	計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）及び目標の達成状況の評価を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。 ※ 地域密着型施設サービス計画の実施状況等の把握及び評価等 計画担当介護支援専門員は、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、入所者及びその家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。 なお、入所者の解決すべき課題の変化は、入所者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。 （平18老計発0331004他 第3の七の4(5)）		▲地域密着型施設サービス計画の変更について、左記の取扱いとしているか。		
⑩	計画担当介護支援専門員は、⑨に規定する実施状況の把握及び目標の達成状況の評価（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に入所者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。		▲モニタリングについて、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ モニタリングの実施 地域密着型施設サービス計画の作成後のモニタリングについては、定期的に入所者と面接して行う必要がある。また、モニタリングの結果についても定期的に記録することが必要である。 「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて適切に判断するものとする。 また、特段の事情とは、入所者の事情により、入所者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれない。 なお、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(5))				
	⑪ 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合 二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合		▲左記の場合、担当者から専門的な意見を求めているか。		
	⑫ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が当該サービス担当者会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。 ※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この⑫において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあつては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、同項で定める他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び生活状況等に関係する者を指すものである。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(5))		▲左記の場合、担当者から専門的な意見を求めているか。		
	⑬ ②～⑧まで及び⑫の規定は、⑨に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。 ※ 地域密着型施設サービス計画の変更 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を変更する際には、原則として、②から⑧に規定された地域密着型施設サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。なお、入所者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、計画担当介護支援専門員が、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、⑨に規定したとおりであるので念のため申し添える。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(5))		▲地域密着型施設サービス計画の変更について、左記の取扱いとしているか。		
13 介護	① 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。	条例第15号 第156条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 介護サービスの提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、地域密着型施設サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が生じないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(6))				
②	施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。 ※ 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。 なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(6))		▲入浴等について、左記の取扱いとしているか。		
③	施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 ※ 排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(6))		▲排せつについて、左記の取扱いとしているか。		
④	施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 ※ 入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(6))		▲おむつについて、左記の取扱いとしているか。		
⑤	施設は、褥瘡(じょくそう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 ※ 「施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。 イ 当該施設における褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。 ロ 当該施設において、施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 ハ 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 ニ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。 ホ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。		▲褥瘡(じょくそう)について、左記の取扱いとしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(6))				
	⑥	施設は、入所者に対し、①～⑤に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 ※ 施設は、入所者にとって生活の場であることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(6))		▲離床等について、左記の取扱いとしているか。		
	⑦	施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 ※ 常時1人以上の介護職員に従事させればよいこととしたものであり、非常勤の介護職員でも差し支えない。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(6))		▲介護職員の従事について、左記の取扱いとしているか。		
	⑧	施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
14 食事	①	施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。	条例第15号 第157条	▲食事について、左記の取扱いとしているか。		
	②	施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。		▲食事について、左記の取扱いとしているか。		
15 相談及び援助		施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	条例第15号 第158条	▲相談及び援助について、左記の取扱いとしているか。		
16 社会生活上の便宜の提供等	①	施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。	条例第15号 第159条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	②	施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。		▲左記の場合、同意を得て代行しているか。		
	③	施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	④	施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。		▲外出について、左記の取扱いとしているか。		
17 機能訓練		施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。	条例第15号 第160条	▲機能訓練について、左記の取扱いとしているか。		
18 栄養管理		施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。	条例第15号 第160条の2	▲栄養管理について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 施設の入所者に対する栄養管理について、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものである。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。 栄養管理について、以下の手順により行うこととする。 ① 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、地域密着型施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。 ② 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。 ③ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。 ④ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）において示しているので、参考とされたい。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(11))				
19 口腔栄養の管理	施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	条例第15号 第160条の3	▲口腔栄養の管理について、左記の取扱いをしているか。		
	※ 施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、令和3年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。 ① 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。 ② ①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。 イ 助言を行った歯科医師 ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策 ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項 ③ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(12))				
20 健康管理	施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。	条例第15号 第161条	▲健康管理について、左記の取扱いをしているか。		
21 入所者の入院期間中の取扱い	施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。	条例第15号 第162条	▲入所者が入院した場合、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ ① 「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断すること。 ② 「必要に応じて適切な便宜を供与」とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。 ③ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもってやむを得ない事情として該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。 ④ 入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(14))				
22 利用者に 関する本市等 への通知	事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市及び当該利用者の保険者に通知しなければならない。 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例第15号 第27条準用	▲左記の場合、本市及び当該利用者の保険者に通知しているか。		
23 緊急時等 の対応	① 施設は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、条例第147条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	条例第15号 第163条	▲緊急時等の対応について、左記の取扱いとしているか。		
	② 施設は、①の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。		▲緊急時等の対応について、左記の取扱いとしているか。		
24 管理者の 責務	① 事業所の管理者は、事業所の従業員の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。	条例第15号 第57条の9準用	▲管理者について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業所の管理者は、当該事業所の従業員に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。		▲管理者について、左記の取扱いとしているか。		
25 計画担当 介護支援専門 員の責務	計画担当介護支援専門員は、条例第15号第155条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。	条例第15号 第164条 規則第18号	▲計画担当介護支援専門員について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 五 条例第15号第154条第2項又は第180条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。 六 条例第15号第174条又は第187条において準用する条例第15号第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。 七 条例第15号第172条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。				
26 運営規程	施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、「2-1 従業者の員数」において置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えない。（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。） (平18老計発0331004他 第3の一の4(21)準用) 三 入所定員 ※ 施設の事業の専用の居室のベッド数（和室利用の場合は、当該居室の利用人員数）と同数とすること。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(18)) 四 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 ※ 「サービスの内容」は、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「その他の費用の額」は、「4-8 利用料等の受領③」により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(18)) 五 施設の利用に当たっての留意事項 ※ 入所者がサービスの提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(18)) 六 個人情報の取扱い 七 緊急時等における対応方法 八 非常災害対策 ※ 「30 非常災害対策」の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(18)) 九 地域との連携等 十 虐待の防止のための措置に関する事項	条例第15号 第165条	▲運営規程について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（虐待等）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(21) 準用) 十 その他施設の運営に関する重要事項 ※ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(18))				
27 勤務体制の確保等	① 施設は、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ※ 施設ごとに、原則として月ごとに勤務表（介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(19))	条例第15号 第166条	▲勤務体制について、左記の取扱いとしているか。		
	② 施設は、当該施設の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ※ 施設は原則として、当該施設の従業者によってサービスを提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(19))		▲従業者によるサービス提供について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ※ 当該施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(19))		▲従業者の研修について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ※ 施設の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 また、事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、④において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(19))		▲従業者の研修について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	⑤ 施設は、適切なサービスを提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 （平18老計発0331004他 第3の七の4(19)⑤）		▲職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため左記の措置を講じているか。		
28 業務継続計画の策定等	① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ※ 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して施設の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、事業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第15号第31条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）	条例第15号 第31条の2準用	▲業務継続計画の策定について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 （平18老計発0331004他 第3の七の4(20)、第3の五の4の(12) 参照）				
	② 事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。		▲左記の研修及び訓練を実施しているか。		
	※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 （平18老計発0331004他 第3の七の4(20)、第3の五の4の(12) 参照）				
	③ 事業者は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。		▲業務継続計画の見直しについて、左記の取扱いとしているか。		
29 定員の遵守	施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	条例第15号 第167条	▲入居定員・居室定員について、左記の取扱いとしているか。		
30 非常災害対策	① 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	条例第15号 第57条の13 準用	▲非常災害対策について、左記の取扱いとしているか。		
	※ サービス事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 （平18老計発0331004他 第3の二の二の4(8) 準用）				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	② 事業者は、①に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 ※ 事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める必要がある。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。こと。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の4(8)準用)		▲非常災害対策について、左記の取扱いとしているか。		
31 衛生管理等	① 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ※ 施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 イ 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行われなければならない。 なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。 ロ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ハ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ニ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(21)①)	条例第15号 第168条 規則第18号 第62条	▲衛生管理について、左記の取扱いとしているか。		
	② 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。 二 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 四 一～三に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。		▲感染症・食中毒について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからホまでの取扱いとすること。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染対策委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、37①三に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ロ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 ハ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。 ニ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。				

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		ホ 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症の既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対して、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(21))				
32 協力医療機関等	①	施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ※ 施設の入所者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関及び緊急時に原則入院できる体制を確保した協力病院を定めなければならない。その際、例えば基準省令第152条第1項第1号及び第2号の要件を満たす医療機関と同条第1項第3号の要件を満たす医療機関を別に定めるなど、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟(200床未満)を持つ医療機関、在宅療養後方支援病院等の在宅医療を支援する地域の医療機関(以下、在宅療養支援病院等)と連携を行うことが想定される。なお、令和6年度診療報酬改定において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅療養支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれないため留意すること。 また、第3号の要件については、必ずしも当該施設の入所者が入院するための専用の病床を確保する場合でなくとも差し支えなく、一般的に当該地域で在宅療養を行う者を受け入れる体制が確保されていればよい。 なお、協力医療機関との連携に係る義務付けの適用に当たっては、令和6年改正省令附則第6条において、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされているが、経過措置期限を待たず、可及的速やかに連携体制を構築することが望ましい。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(22))①	条例第15号 第169条	▲協力医療機関について、左記の取扱いとしているか。		
	②	施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。 ※ 協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出ることを義務づけたものである。届出については、別紙3によるものとする。協力医療機関の名称や契約内容の変更があつた場合には、速やかに指定権者に届け出ること。同条第1項の規定の経過措置期間において、基準省令第152条第1項第1号、第2号及び第3号の要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画を併せて届け出を行うこと。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(22))②		▲施設は、左記の届出をしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	③ 施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ※ 施設の入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。 取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、施設の入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うこと妨げるものではない。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(22))③		▲新興感染症の発生時等の対応について、左記の取扱いとしている		
	④ 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ※ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、②で定められた入所者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めることが望ましい。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(22))④		▲新興感染症の発生時等の対応について、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。 ※ 「速やかに入所させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再入所を希望する入所者のために常にベッドを確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できるよう努めなければならいことである。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(22))⑤		▲入所者について、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。		▲協力歯科医療機関について、左記の取扱いとしているか。		
33 掲示	① 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 ※ 事業者は、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる以下の重要事項等を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したもの。 ・運営規程の概要 ・従業員の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） なお、次に掲げる点に留意する必要がある。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。	条例第15号 第33条準用	▲重要事項の掲示について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	ロ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する事業者については、介護サービス情報制度における報告義務の対象でないことから、ウェブサイトへの掲載を行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も同条1項の規定による掲示を行う必要があるが、これを同条2項等の規定による措置に変えることができる。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(25) 準用)				
	② 事業者は、重要事項を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項に規定する掲示に代えることができる。 ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで①の掲示に代えることができることを規定したものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(25) 準用)		▲ 運営規程等 の掲示について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 ※ 事業者は、原則として、重要事項を当該事業者のウェブサイトに掲載しなければならないことを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(25) 準用)		▲ 重要事項の掲示について、左記の取扱いとしているか。		
34 秘密保持等	① 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ※ 施設の従業者に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(23))	条例第15号 第34条第1項 第2項準用	▲ 秘密保持について、左記の取扱いとしているか。		
	② 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ※ 施設に対して、過去に当該施設の従業者であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、施設は、当該指施設の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(23))		▲ 秘密保持について、左記の取扱いとしているか。		
35 情報の提供	施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供するには、あらかじめ文書により入所者の同意を得なければならない。 ※ 入所者の退所後の居宅における居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所者から同意を得る必要があることを規定したものである。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(23))	条例第15号 第170条	▲ 入所者に関する情報の提供について、左記の取扱いとしている		
36 広告	事業者は、施設について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。	条例第15号 第35条準用	▲ 広告をする場合、左記の取扱いとしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
37 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	①	施設は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	条例第15号 第171条	▲利益供与の禁止について、左記の取扱いとしているか。		
	②	施設は、居宅介護支援事業者又はその従業員から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。		▲利益収受の禁止について、左記の取扱いとしているか。		
38 苦情処理	①	事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	条例第15号 第37条準用	▲苦情への対応について、左記の取扱いとしているか。		
	※ ①にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、33③に準ずるものとする。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(28)準用)					
	②	事業者は、①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		▲苦情の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。また、事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。なお、「4-44 記録の整備②」に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(28)準用)					
	③	事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		▲苦情に関する本市の調査等について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(28)準用)					
④	事業者は、本市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を本市に報告しなければならない。		▲本市から求めがあった場合、左記の取扱いとしているか。			
⑤	事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		▲苦情に関する国保連の調査等について、左記の取扱いとしているか。			

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	⑥ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。		▲国保連から求めがあった場合、左記の取扱いとしているか。		
39 地域との連携等	① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	条例第15号第57条の16第1項から第4項及び第6項準用	▲運営推進会議について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。		▲運営推進会議の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動、①の地域包括支援センター等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。		▲地域との交流について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。		▲本市が実施する事業について、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ 事業者は、運営推進会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者等が当該運営推進会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。		▲運営推進会議の開催について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあつては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の4(10) 準用)				
40 事故発生の防止及び発生時の対応	① 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。	条例第15号第172条	▲事故の対応、再発防止について、左記の取扱いとしているか。		
	一 事故が発生した場合の対応、二に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ※ 事故発生の防止のための指針 施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ロ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの。（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ホ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針	規則第18号第63条			

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	へ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 (平18老計発0331004他 第3の七の4(25))				
二	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 ※ 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。 イ 介護事故等について報告するための様式を整備すること。 ロ 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、介護事故等について報告すること。 ハ 三の事故発生の防止のための委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。 ニ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 へ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(25))				
三	事故発生の防止のための委員会を定期的に行うこと。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。 ※ 事故発生の防止のための委員会 施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。 事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ※ 事故発生の防止のための従業者に対する研修 介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(25))				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	四 一～三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者 施設における事故発生を防止するための体制として、一～三までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策担当者と同一の従業者が務めることが望ましい。 ※ なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 （平18老計発0331004他 第3の七の4(25)）				
	② 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該入所者の保険者及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。		▲事故が発生した場合、左記の取扱いとしているか。		
	③ 施設は、②の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。		▲事故の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 ※ 損害賠償 施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましい。 （平18老計発0331004他 第3の七の4(25)）		▲損害賠償について、左記の取扱いとしているか。		
41 虐待の防止	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。	条例第15号 第39条の2準用	▲虐待の発生、再発の防止に関して、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	・虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第15号第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針(第2号) 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号） 施設における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 (平18老計発0331004他 第3の七の4(26)、第3の五の4(14) 参照)				
42 会計の区分	事業者は、施設ごとに経理を区分するとともに、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	条例第15号 第40条準用	▲会計の区分について、左記の取扱いとしているか。		
43 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関開催しなければならない。 ※委員会の設置は、令和9年3月31日まで努力義務。	条例第15号 第103条の2準用	▲委員会の設置について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。 ※ 本委員会は、定期的に関開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。 ※ 本委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ※ 事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、				

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。 (平18老計発0331004他 第3の七の4(21))				
44 記録の整備	①	施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	条例第15号第173条	▲記録について、左記の取扱いとしているか。		
	②	施設は、入所者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 地域密着型施設サービス計画 二 条例第15号第151条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 条例第15号第154条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 条例第15号第172条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 五 条例第15号第27条準用の規定による本市等への通知に係る記録 六 条例第15号第37条第2項準用の規定による苦情の内容等の記録 七 条例第15号第57条の16第2項準用に規定する運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録		▲記録の保存について、左記の取扱いとしているか。		
	③	施設は、条例第15号第152条に規定する利用料等の受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。		▲記録の保存について、左記の取扱いとしているか。		
45 電磁的記録について	①	事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項目において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの及び②に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	条例第15号第202条	▲電磁的記録について、左記の取扱いとしているか。		
※ 電磁的記録について 条例第15号第202条第1項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法						

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(3) その他、条例第15号第202条第1項及において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 (平18老計発0331004他 第5の1)				
	② 事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。		電磁的方法について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 電磁的方法について 条例第15号第202条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。 (1) 電磁的方法による交付は、条例第15号第8条第2項、第3項及規則第18号第1項から第3号までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にするこ (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 (4) その他、条例第15号第202条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 (平18老計発0331004他 第5の2)				

5 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 準用については条例第15号第187条を参照。準用による読み替え後の内容については、記載していない。				
1 条例第15号第8章第5節の趣旨	条例第15号第8章第1節、第3節及び第4節の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設をいう。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、以下に定めるところによる。	条例第15号第175条			

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
2 基本方針	①	ユニット型施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。	条例第15号 第176条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	②	ユニット型施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
3 設備	①	ユニット型施設には次に掲げる設備の区分に応じ、次に掲げる基準を満たす設備を設けなければならない。	条例第15号 第177条			
		一 ユニット イ 居室 (1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 (3) 1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 (4) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、イ(1)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。 (5) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ロ 共同生活室 (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 (2) 1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 (3) 必要な設備及び備品を備えること。 ハ 洗面設備 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数を設け、要介護者が使用するのに適したものとすること。 ニ 便所 (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数を設けること。 (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。	規則第18号 第65条	▲居室は左記の要件を満たしているか。 ▲共同生活室は左記の要件を満たしているか。 ▲洗面設備は左記の要件を満たしているか。 ▲便所は左記の要件を満たしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 三 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 四 廊下幅 1.5m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8m以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。 五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。		▲浴室は左記の要件を満たしているか。 ▲医務室は左記の要件を満たしているか。 ▲廊下幅は左記の要件を満たしているか。 ▲消火設備等は左記の要件を満たしている		
	②	①の二～五に掲げる設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。		▲①の二～五の設備は左記の要件を満たしているか。		
4 利用料等の受領	①	ユニット型施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	条例第15号 第178条 規則第18号 第60条	▲介護サービス利用料の受領について、左記の取扱いとしているか。		
	②	ユニット型施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。		▲利用料の公平性について、左記の取扱いとしているか。		
	③	ユニット型施設は、①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用（特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型施設に支払われた場合は、食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、食費の特定負担限度額。）を限度とする。） 二 居住に要する費用（特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入居者にあつては、居住費の特定負担限度額。）を限度とする。） 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用		▲介護サービス以外の利用料の受領について、左記の取扱いとしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		五 理美容代 六 一～五に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの				
	④	③の一～四に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。		▲食費・居住費等について、左記の取扱いとしているか。		
	⑤	ユニット型施設は、③の各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、③の一～四までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。		▲③のサービス提供に当たり、左記の取扱いとしているか。		
5 サービスの取扱方針	①	サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	条例第15号 第179条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	②	サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	③	サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	④	サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	⑤	ユニット型施設の従業者は、サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	⑥	ユニット型施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
6 身体的拘束等の禁止等	①	ユニット型施設は、サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	条例第15号 第180条	▲身体的拘束等について、左記の取扱いとしているか。		
	②	ユニット型施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。		▲身体的拘束等の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	③	ユニット型施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。		▲身体的拘束等の適正化を図るため、左記の取扱いとしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。				
7 介護	①	介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	条例第15号第181条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	②	ユニット型施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。		▲家事について、左記の取扱いとしているか。		
	③	ユニット型施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。		▲入浴等について、左記の取扱いとしているか。		
	④	ユニット型施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。		▲排せつについて、左記の取扱いとしているか。		
	⑤	ユニット型施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。		▲おむつについて、左記の取扱いとしているか。		
	⑥	ユニット型施設は、褥瘡(じょくそう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。		▲褥瘡(じょくそう)について、左記の取扱いとしているか。		
	⑦	ユニット型施設は、①～⑥に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。		▲離床等について、左記の取扱いとしているか。		
	⑧	ユニット型施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。		▲介護職員の従事について、左記の取扱いとしているか。		
	⑨	ユニット型施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
8 食事	①	ユニット型施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。	条例第15号第182条	▲食事について、左記の取扱いとしているか。		
	②	ユニット型施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない		▲食事について、左記の取扱いとしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	③	ユニット型施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。		▲食事について、左記の取扱いとしているか。		
	④	ユニット型施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。		▲食事について、左記の取扱いとしているか。		
9 社会生活上の便宜の提供等	①	ユニット型施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。	条例第15号 第183条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	②	ユニット型施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。		▲左記の場合、同意を得て代行しているか。		
	③	ユニット型施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	④	ユニット型施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。		▲外出について、左記の取扱いとしているか。		
10 運営規程		ユニット型施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員 五 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 個人情報の取扱い 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 地域との連携等 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 十二 その他施設の運営に関する重要事項	条例第15号 第184条	▲運営規程について、左記の取扱いとしているか。		
11 勤務体制の確保等	①	ユニット型施設は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、ユニットごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	条例第15号 第185条 規則第18号 第66条	▲勤務体制について、左記の取扱いとしているか。		
	②	①の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。		▲従業者を左記により配置しているか。 ・日勤の介護職員又は看護職員 ・夜勤の介護職員又は看護職員 ・ユニットリーダー(常勤)		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。				
	③ ユニット型施設は、当該ユニット型施設の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		▲従業者によるサービス提供について、左記の取扱いとしているか。		
	④ ユニット型施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。		▲従業者の研修について、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ ユニット型施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。		▲従業者の研修について、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ ユニット型施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。		▲管理者の研修について、左記の取扱いとしているか。		
	⑦ ユニット型施設は、適切なサービスを提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。		▲従業者の研修について、左記の取扱いとしているか。		
12 定員の遵守	ユニット型施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	条例第15号第186条	▲入居定員・居室定員について、左記の取扱いとしているか。		
13 準用	条例第15号第8条、第9条、第11条、第12条、第21条、第27条、第31条の2、第33条、第35条、第37条、第39条の2、第40条、第57条の9、第57条の13、第57条の16第1項から第4項まで、 第103条の2 、第149条から第151条、第155条、第158条、第160条から第164条まで及び第168条から第173条までの規定は、ユニット型施設について準用する。	条例第15号第187条	▲左記の基準を満たしているか。		

6 変更の届出等

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 変更の届出等	① 地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。	法第78条の5	▲変更届について、左記の取扱いとしているか。		

7 サービス費用算定に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 基本的事項	一 地域密着型サービスに要する費用の額は、平18厚告126別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定するものとする。	平18厚告126	▲左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 事業者が事業所ごとに所定単位数よりも低い単位数を設定する旨を事前に市町村に届け出た場合はこの限りではない。 (平12老企39) 二 地域密着型サービスに要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平27厚告93)に平18厚告126別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。 ※ 1単位の単価は、10円に事業所が所在する地域区分及びサービス種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。 (平27厚告93) 三 一、二の規定により地域密着型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。 ※ 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和年厚生労働省告示第73号）附則第12条に規定する単位数（令和3年9月30日までの上乗せ分）の計算を行う場合は、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。 なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。 (平18老計発0331005他 第2の1(1))		▲左記により算定しているか。 ▲左記により計算しているか。		
2 算定基準	平18厚告126別表の7のイ及びロについては、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。 平18厚告126別表の7のハ及びニについては、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、サービスを行った場合に、厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、それぞれ所定単位数を算定する。	平18厚告126別表の7イロハニ 注1、2	▲左記により算定しているか。 ▲左記により算定しているか。		
3 夜勤職員の員数が基準を満たさない場合の減算	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。	平18厚告126別表の7イロハニ 注1、2	▲夜勤の人員基準欠如の場合、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
4 入所定員を超えた場合の減算	月平均の入所者の数が市町村長に提出した運営規程に定められている入所定員を超える場合(市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにより、入所定員を超えることが、やむを得ない場合にあっては入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を、当該施設に併設される短期入所生活介護事業所の施設を利用して地域密着型介護福祉施設入所者生活介護を提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあっては入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合。)におけるサービス費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。	平12厚告27 十イ	▲入所定員超過の場合、左記により算定しているか。		
5 従業者の員数が基準を満たさない場合の減算	介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が平18厚令34第131条に定める員数を置いていない場合(当該施設が一部ユニット型施設である場合にあっては、当該施設のユニット部分以外の部分について、平18厚令34第131条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。)における地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費及び経過的地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。	平12厚告27 十ロ	▲人員基準欠如の場合、左記により算定しているか。		
	介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が常勤換算方法で、入居者の数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又は看護職員の数をして置いておらず、又は平18厚令34第131条に定める員数の介護支援専門員を置いていない場合(当該施設が一部ユニット型施設である場合にあっては、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該施設のユニット部分の入居者の数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又は看護職員の数をして置いていない場合を含む。)におけるユニット型地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費及びユニット型経過的地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。	平12厚告27 十ハ	▲人員基準欠如の場合、左記により算定しているか。		
6 ユニットケア体制未整備減算	平18厚告126別表の7のロ及びニについて、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。 ※ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 (平27厚告96 四十) (平18老計発0331005他 第2の8(4))	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注3	▲ユニットにおける人員基準欠如の場合、左記により算定しているか。		
7 身体拘束廃止未実施減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注4	▲身体拘束廃止基準欠如の場合、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 厚生労働大臣が定める基準 指定基準第137条第5項及び第6項又は第162条第7項及び第8項に規定する基準に適合していること。 (平27厚告95 六十三) (平18老計発0331005他 第2の8(5)、第2の5(3)準用)				
8 安全管理体制未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第155条第1項（同基準第169条において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していること。 (平27厚告95 六十三の二) (平18老計発0331005他 第2の8(8))	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注5	▲安全管理体制欠如の場合、左記により算定しているか。		
9 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第157条又は第169条において準用する同基準第3条の38の2に規定する基準に適合していること。 (平27厚告95 六十三の二の二) (平18老計発0331005他 第2の8(6)、第2の2(5)準用)	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注6	▲高齢者虐待防止措置未実施減算について、左記により算定しているか。		
10 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第157条又は第169条において準用する同基準第3条の30の2第1項に規定する基準に適合していること。 (平27厚告95 六十三の二の二) (平18老計発0331005他 第2の8(7)、第2の3の2(3)準用)	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注7	▲業務継続計画未策定減算について、左記により算定しているか。		
11 栄養管理に係る減算	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第131条に定める栄養士又は管理栄養士の員数若しくは指定地域密着型サービス基準第143条の2（指定地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）に規定する基準のいずれにも適合していること。 (平27厚告95 六十三の三) (平18老計発0331005他 第2の8(9))	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注8	▲栄養管理に係る基準欠如の場合、左記により算定しているか。		
12 日常生活継続支援加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注9	▲日常生活継続支援加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(1) 日常生活継続支援加算(Ⅰ) 36単位 (2) 日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46単位 ※ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ 日常生活継続支援加算(Ⅰ) (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 a 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること。 b 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること。 c 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上であること。 (3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。 (一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること。 (二) 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)及び入所者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 (三) 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 a 入所者の安全及びケアの質の確保 b 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 c 介護機器の定期的な点検 d 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 (4) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ 日常生活継続支援加算(Ⅱ) (1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 (2) イ(2)から(4)までに該当するものであること。 (平27厚告96 四十一)				
	(平18老計発0331005他 第2の8(10))				
13 看護体制加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 (1) 看護体制加算(Ⅰ)イ 12単位 (2) 看護体制加算(Ⅰ)ロ 4単位 (3) 看護体制加算(Ⅱ)イ 23単位 (4) 看護体制加算(Ⅱ)ロ 8単位 ※ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ 看護体制加算(Ⅰ)イ (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。	平18厚告126別表の7イロハニ注10	▲看護体制加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(2) 常勤の看護師を1名以上配置していること。 (3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ 看護体制加算(Ⅰ)ロ (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 (2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。 ハ 看護体制加算(Ⅱ)イ (1) イ(1)に該当するものであること。 (2) 看護職員を常勤換算方法で2名以上配置していること。 (3) 当該施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 (4) イ(3)に該当するものであること。 ニ 看護体制加算(Ⅱ)ロ (1) ロ(1)に該当するものであること。 (2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。 (平27厚告96 四十二)				
	(平18老計発0331005他 第2の8(11))				
14 夜勤職員配置加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ 41単位 (2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ 13単位 (3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ 46単位 (4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ 18単位 (5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ 56単位 (6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ 16単位 (7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ 61単位 (8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ 21単位	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注11	▲夜勤職員配置加算について、左記により算定しているか。		
	※ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に、次の区分に応じて算定。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上である場合に算定する。 a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 最低基準の数に10分の9を加えた数 i 見守り機器を、当該施設の入所者の数の10分の1以上の数設置していること。 ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。 b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 最低基準の数に10分の6を加えた数(ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fに基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準の数に10分の8を加えた数) i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該施設の入所者の数以上設置していること。 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(2)夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3)見守り機器等の定期的な点検 (4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 (1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 (2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 (3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 (4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 (5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ (一) (1)に該当。 (二) 夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉法施行規則第一条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務の登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けていること。 (6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ (2)及び(5)(ロ)に該当していること。 (7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ (3)及び(5)(ロ)に該当していること。 (8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ (4)及び(5)(ロ)に該当していること。 (平12厚告29 四ハ)				
	(平18老計発0331005他 第2の8(12))				
15 準ユニットケア加算	平18厚告126別表の6のイ及びハについて、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。	平18厚告126別表の7イロハニ 注12	▲準ユニットケア加算について、左記により算定しているか。		
	※ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ 12人を標準とする単位(以下この号において「準ユニット」という。)において、ケアを行っていること。 ロ 入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室(利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)を設けていること。 ハ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。 (1) 日中については、準ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。)及び深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)において、2準ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 (平27厚告96 四十三)				
	(平18老計発0331005他 第2の8(13))				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
16 生活機能向上連携加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、外部との連携により、入所者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、入所者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、「17 個別機能訓練加算」を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 (平27厚告95 四十二の四) (平18老計発0331005他 第2の8(15)、第2の3の2(12)準用)	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注13	▲生活機能向上連携加算について、左記により算定しているか。		
17 個別機能訓練加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については1日につき、(2)及び(3)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ) 12単位 (2) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注14	▲個別機能訓練加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(3) 個別機能訓練加算(Ⅲ) 20単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 個別機能訓練加算(Ⅰ) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。))を一名以上配置しているものであること。 イ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定していること。 (2) 入所者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。 (3) 必要に応じて個別機能訓練計画の内容を見直す等、機能訓練の実施に当たって、(2)の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 イ 個別機能訓練加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。 (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 (3) 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。 (4) (3)で共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。 (平27厚告95 六十三の三の二)				
	(平18老計発0331005他 第2の8(16))				
18 ADL維持等加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、入所者に対してサービスを行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位 (2) ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ ADL維持等加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 評価対象者(当該施設の利用期間(2)において「評価対象利用期間」という。)が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。)の総数が10人以上であること。 (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。))と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。))を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。))の平均値が1以上であること。 ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。 (2) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。 (平27厚告95 十六の二)	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注15	▲ADL維持等加算加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 厚生労働大臣が定める期間 ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間 (平27厚告94 五十六の二) (平18老計発0331005他 第2の8(17))				
19 若年性認知症入所者受入加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合には、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、平18厚告126別表の7ツを算定している場合は、算定しない。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症入所者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。 (平27厚告95 六十四) (平18老計発0331005他 第2の8(14)、第2の3の2(16)準用)	平18厚告126別表の7イロハニ 注16	▲若年性認知症入所者受入加算について、左記により算定しているか。		
20 常勤専従医師配置加算	専ら当該施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。	平18厚告126別表の7イロハニ 注17	▲常勤専従医師配置加算について、左記により算定しているか。		
21 精神科医師定期的療養指導加算	認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われおり、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。 (平18老計発0331005他 第2の8(18))	平18厚告126別表の7イロハニ 注18	▲精神科医師定期的療養指導加算について、左記により算定しているか。		
22 障害者生活支援体制加算	入所者のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の占める割合が100分の30以上である施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設については、障害者生活支援体制加算（Ⅰ）として、1日につき26単位を、入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の50以上である施設において、障害者生活支援員であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを2名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設については、障害者生活支援体制加算（Ⅱ）として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、障害者生活支援体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、障害者生活支援体制加算（Ⅱ）は算定しない。	平18厚告126別表の7イロハニ 注19	▲障害者生活支援体制加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 厚生労働大臣が定める基準 視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者 (平27厚告94 四十四) ※ 厚生労働大臣が定める者 ① 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 ② 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者 ③ 知的障害 知的障害者福祉法第14条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者 ④ 精神障害 精神保健福祉士又は精神保健福祉法施行令第12条各号に掲げる者 (平27厚告94 四十五) (平18老計発0331005他 第2の8(19))				
23 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。 (平18老計発0331005他 第2の8(20))	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注20	▲外泊時費用について、左記により算定しているか。		
24 外泊時在宅サービス利用費用	入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、23 外泊時費用を算定する場合は算定しない。 (平18老計発0331005他 第2の8(21))	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注21	▲外泊時在宅サービス利用費用について、左記により算定している		
25 従来型個室に入所していた者への取扱い	平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、経過的地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、当分の間、経過的地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定する。 ※ 厚生労働大臣が定める者 利用期間中において、特別な室料を支払っていない者 (平27厚告94 四十六) (平18老計発0331005他 第2の8(27))	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注22	▲従来型個室に入所していた場合、左記により算定しているか。		
26 従来型個室に入所する者への取扱い	次のいずれかに該当する者に対して、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、それぞれ、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は経過的地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定する。 イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの ロ 厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者	平18厚告126 別表の7イロ ハニ 注23	▲従来型個室に入所する場合、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者 ※ 厚生労働大臣が定める施設基準 居室における入所者1人当たりの面積が、10.65平方メートル以下であること。 (平27厚告96 四十四)				
27 初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30単位を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に施設に再び入所した場合も、同様とする。 (平18老計発0331005他 第2の8(22))	平18厚告126 別表の7ホ 注	▲初期加算について、左記により算定しているか。		
28 退所時栄養情報連携加算	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として70単位を加算する。ただし、栄養管理に係る減算又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。 ※ 厚生労働大臣が定める特別食 第20号に規定する特別食（疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。） (平27厚告94 四十六の二) (平18老計発0331005他 第2の8(23))	平18厚告126 別表の7ヘ 注	▲退所時栄養情報連携加算について、左記により算定しているか。		
29 再入所時栄養連携加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する施設に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該施設に入所する際、当該者が厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者1人につき1回を限度として200単位を加算する。ただし、栄養管理に係る減算を算定している場合は、算定しない。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (平27厚告95 六十五の二) ※ 厚生労働大臣が定める特別食 第20号に規定する特別食（疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。） (平27厚告94 四十六の二)	平18厚告126 別表の7ト 注	▲再入所時栄養連携加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(平18老計発0331005他 第2の8(24))				
30 退所時等 相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 460単位 (2) 退所後訪問相談援助加算 460単位 (3) 退所時相談援助加算 400単位 (4) 退所前連携加算 500単位 (5) 退所時情報提供加算 250単位 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として算定する。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。)に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。 (2)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に退所後1回を限度として算定する。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。以下この項目において同じ。)及び老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。	平18厚告126別表の7チ注1～5	▲退所時等相談援助加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(4)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。 (5)については、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。				
	(平18老計発0331005他 第2の8(25))				
31 協力医療機関連携加算	施設において、協力医療機関（指定地域密着型サービス基準第152条第1項本文（指定地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 (1) 当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第152条第1項各号に掲げる要件を満たしている場合 50単位 ※令和7年3月31日までの間は、100単位を加算する。 (2) (1)以外の場合 5単位	平18厚告126別表の7リ注	▲協力医療機関連携加算について、左記により算定しているか。		
	(平18老計発0331005他 第2の8(26))				
32 栄養マネジメント強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき11単位を加算する。ただし、栄養管理に係る減算を算定している場合は、算定しない。	平18厚告126別表の7ヌ注	▲栄養マネジメント強化加算について、左記により算定しているか。		
	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していること。 ロ 低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	ハ ロに規定する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること。 ニ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ホ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (平27厚告95 六十五の三)				
	(平18老計発0331005他 第2の8(28))				
33 経口移行加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき28単位を加算する。ただし、栄養管理に係る減算を算定している場合は、算定しない。 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。	平18厚告126 別表の7ル 注1、2	▲経口移行加算について、左記により算定しているか。		
	※ 厚生労働大臣が定める基準 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (平27厚告95 六十六)				
	(平18老計発0331005他 第2の8(29))				
34 経口維持加算	(1) 経口維持加算(Ⅰ) 400単位 (2) 経口維持加算(Ⅱ) 100単位 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養管理に係る減算又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。	平18厚告126 別表の7ヲ 注1、2	▲経口維持加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(2)については、協力歯科医療機関を定めている施設が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（施設に属する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ 入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていること。 ハ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。 ニ 食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。 ホ ロ～ニについて医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること。 (平27厚告95 六十七) (平18老計発0331005他 第2の8(30))				
35 口腔衛生管理加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90単位 (2) 口腔衛生管理加算（Ⅱ） 110単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 口腔衛生管理加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。 (2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。 (3) 歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 (4) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。 (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ 口腔衛生管理加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (平27厚告95 六十九) (平18老計発0331005他 第2の8(31))	平18厚告126別表の7 注	▲口腔機能維持管理加算について、左記により算定しているか。		
36 療養食加算	次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、当該基準による食事の提供を行う施設が、厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として6単位を加算する。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。	平18厚告126別表の7 注	▲療養食加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ 食事の提供が、厚生労働大臣が定める基準に適合する施設において行われていること。 ※ 厚生労働大臣が定める療養食 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 (平27厚告94 四十七) ※ 厚生労働大臣が定める基準 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (平27厚告95 三十五) (平18老計発0331005他 第2の8(34))				
37 特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合は、1月につき594単位を加算する。 (平18老計発0331005他 第2の8(32))	平18厚告126 別表の7ヨ 注	▲特別通院送迎加算について、左記により算定しているか。		
38 配置医師緊急時対応加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、当該施設の配置医師が当該施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外（配置医師と当該施設の間であらかじめ定められた配置医師が当該施設において勤務する時間以外の時間をいい、早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。以下この項目において同じ。））、夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下この項目において同じ。））及び深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下この項目において同じ。）を除く。以下この項目において同じ。））、早朝、夜間又は深夜に当該施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が配置医師の通常の勤務時間外の場合は1回につき325単位、早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算する。ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しない。 ※ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と当該施設の間で、具体的な取決めがなされていること。 ロ 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。 (平27厚告96 四十四の二) (平18老計発0331005他 第2の8(33))	平18厚告126 別表の7タ 注	▲配置医師緊急時対応加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
39 看取り介護加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(Ⅰ)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(Ⅱ)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。	平18厚告126 別表の7 注1、2	▲看取り介護加算について、左記により算定しているか。		
※ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ 看取り介護加算(Ⅰ) (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、当該施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 (2) 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (3) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 (4) 看取りに関する職員研修を行っていること。 (5) 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。 ロ 看取り介護加算(Ⅱ) (1) 配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当するものであること。 (2) イ(1)から(5)までのいずれにも該当するものであること。 (平27厚告96 四十五)					
※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者 次のいずれにも適合している入所者 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。 ハ 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。 (平27厚告94 四十八)					

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(平18老計発0331005他 第2の8(35))				
40 在宅復帰支援機能加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき10単位を加算する。 イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。 ロ 入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者（在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。以下「退所者」）の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなった者（当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が100分の20を超えていること。 ロ 退所者の退所後30日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。 (平27厚告95 七十)	平18厚告126別表の7ツ注	▲在宅復帰支援機能加算について、左記により算定しているか。		
	(平18老計発0331005他 第2の8(36))				
41 在宅・入所相互利用加算	厚生労働大臣が定める者に対して、厚生労働大臣が定める基準に適合するサービスを行い、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った場合においては、1日につき40単位を加算する。 ※ 厚生労働大臣が定める者 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が3月を超えるときは、3月を限度とする。）を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者 (平27厚告94 四十九) ※ 厚生労働大臣が定める基準 在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。 (平27厚告95 七十一)	平18厚告126別表の7ツ注	▲在宅・入所相互利用加算について、左記により算定しているか。		
	(平18老計発0331005他 第2の8(37))				
42 小規模拠点集合型施設加算	同一敷地内に複数の居住単位を設けてサービスを行い、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、5人以下の居住単位に入所している入所者については、1日につき50単位を加算する。	平18厚告126別表の7ネ注	▲小規模拠点集合型施設加算について、左記により算定しているか。		
	(平18老計発0331005他 第2の8(38))				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
43 認知症専門ケア加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設が、厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この項目において「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、施設における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (3) 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 (平27厚告95 三の五) ※ 厚生労働大臣が定める者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 (平27厚告94 五十) (平18老計発0331005他 第2の8(39)、第2の6(15)準用)	平18厚告126 別表の7ナ 注	▲認知症専門ケア加算について、左記により算定しているか。		
44 認知症チームケア推進加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設が、厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、入所者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位 (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位	平18厚告126 別表の7ラ 注	▲認知症チームケア推進加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。 ロ 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合すること。 (2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 (平27厚告95 五十八の五の二)				
	※ 厚生労働大臣が定める者 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 (平27厚告94 五十の二)				
	(平18老計発0331005他 第2の8(40)、第2の6(16)準用)				
45 認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を加算する。	平18厚告126別表の7ム注	▲認知症行動・心理症状緊急対応加算について、左記により算定しているか。		
	(平18老計発0331005他 第2の8(41))				
46 褥瘡マネジメント加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	平18厚告126別表の7ウ注	▲褥瘡マネジメント加算について、左記により算定しているか。		
	(1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3単位 (2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13単位				
	※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。 (2) (1)の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(3) (1)の確認の結果、褥瘡が認められ、又は(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 (4) 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。 (5) (1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。 ロ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(5)までのいずれにも適合すること。 (2) 次のいずれかに適合すること。 a イ(1)の確認の結果、褥瘡が認められた入所者について、当該褥瘡が治癒したこと。 b イ(1)の評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。 (平27厚告95 七十一の二) (平18老計発0331005他 第2の8(42))				
47 排せつ支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 排せつ支援加算(Ⅰ) 10単位 (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) 15単位 (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 排せつ支援加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (2) (1)の評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。 (3) (1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ロ 排せつ支援加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(3)までのいずれにも適合すること。 (2) 次のいずれかに適合すること。 (一) イ(1)の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。 (二) イ(1)の評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。 (三) イ(1)の評価の結果、施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、尿道カテーテルが抜去されたこと。	平18厚告126 別表の7 注	▲排せつ支援加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	ハ 排せつ支援加算(Ⅲ) イ(1)から(3)まで並びにロ(2)(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (平27厚告95 七十一の三) (平18老計発0331005他 第2の8(43))				
48 自立支援促進加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設市町村長に届け出た施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき280単位を加算する。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。 イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも3月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。 ロ イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ニ 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。 (平27厚告95 七十一の四) (平18老計発0331005他 第2の8(44))	平18厚告126 別表の7ノ注	▲自立支援促進加算について、左記により算定しているか。		
49 科学的介護推進体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設市町村長に届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位 (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ロ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、イ(1)に規定する情報、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 (平27厚告95 七十一の五) (平18老計発0331005他 第2の8(45))	平18厚告126 別表の7オ注	▲科学的介護推進体制加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
50 安全対策体制加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設が、入所者に対し、サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り20単位を加算する。	平18厚告126別表の7ク注	▲安全対策体制加算について、左記により算定しているか。		
	※ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ 条例第15号第172条第1項及び規則第18号第63条に規定する基準に適合していること。 ロ 規則第18号第63条第4項に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。 ハ 当該施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 (平27厚告96 四十五の二)				
	※ 安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うものである。 ※ また、組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備していることが必要であること。 (平18老計発0331005他 第2の8(46))				
51 高齢者施設等感染対策向上加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設が、入所者に対してサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位	平18厚告126別表の7ヤ注	▲高齢者施設等感染対策向上加算について、左記により算定しているか。		
	※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 (2) 指定地域密着型サービス基準152条第1項本文(同基準第169条において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関その他の医療機関(以下「協力医療機関等」という。)との間で、感染症(新興感染症を除く。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 (3) 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 ロ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。 (平27厚告95 七十一の六)				
	(平18老計発0331005他 第2の8(47)、第2の6(22)準用)				
	(平18老計発0331005他 第2の8(48)、第2の6(23)準用)				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
52 新興感染症等施設療養費	施設が、入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として、1日につき240単位を算定する。	平18厚告126 別表の7マ 注	▲新興感染症等施設療養費について、左記により算定しているか。		
(平18老計発0331005他 第2の8(49)、第2の6(24)準用)					
53 生産性向上推進体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、入所者に対してサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (一) 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三) 介護機器の定期的な点検 (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 ロ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)に適合していること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 (平27厚告95 七十一の七、三十七の三準用)	平18厚告126 別表の7ケ 注	▲生産性向上推進体制加算について、左記により算定しているか。		
(平18老計発0331005他 第2の8(50)、第2の5(19)準用)					
54 サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設が、入所者に対しサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。	平18厚告126 別表の7フ 注	▲サービス提供体制強化加算について、左記により算定している		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一)施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 (二)施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 (2) 提供するサービスの質の向上に資する取組を実施していること。 (3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一)施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二)施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三)サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (平27厚告95 七十二) (平18老計発0331005他 第2の8(51)、第2の2(20)④から⑦まで、4(20)②及び5(20)②並びに7(24)③準用)				
55 介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設が、入所者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ 平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ 平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ 平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ 平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の172に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の	平18厚告126別表の7コ注	▲介護職員等処遇改善加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	136に相当する単位数 (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 平18厚告126別表の7 イからフまで により算定した単位数の1000分の 113に相当する単位数				
	※ 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等 処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例 の提示について」）を参照すること。 (平18老計発0331005他 第2の8(52) 第2の2の(21) 準用)				

注1 本自主点検表は、指定基準・算定基準にかかる全ての法令等を網羅したものではありません。

注2 記載されている法令等の条文は、語句を省略するなどの修正を加えている箇所があるため、原文通りではありません。